

令和7年度 福祉の訪問講座 実施要領
～福祉で学ぶ！訪問講座～

- 1 **目的** 幅広い県民の福祉への理解を促進するため、学校、地域、企業等における学びや体験活動を支援するとともに、福祉・介護・保育の仕事の「楽しさ、広さ、深さ」について理解を広めることにより、将来の福祉・介護・保育等に携わる人材の育成を行う。
- 2 **主催** 社会福祉法人長野県社会福祉協議会
- 3 **協力** 長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県介護福祉士養成施設連絡会
公益社団法人長野県介護福祉士会、公益社団法人長野県社会福祉士会
- 4 **講座テーマ及び対象者**
 - (1) 福祉なんでも学習！
学びや体験により、福祉や多様性・共生に関心を持ち、理解を広げるための講座
【主な対象】
小・中・高校生や大学・短大・専門学校の学生、保護者、企業人等
 - (2) 仕事の魅力発見！
介護・保育等の福祉の職場で働く職員や福祉専門職を養成する学校の教員から、福祉の仕事に携わることの魅力や価値、関連する資格などについて学ぶ講座
【主な対象】
中・高校生、大学・短大・専門学校の学生、福祉の仕事に関心ある社会人など
 - (3) 共生・福祉の課題探求！
福祉等に関心を持つ層を広げるため、高校や大学などの探求学習を想定して、多様な分野を学ぶ学生がSDGsの視点を持ち、共生・福祉の地域づくりや技術開発など、福祉に関連する取組を支援するための講座
【主な対象】
高校生、大学・短大・専門学校の学生など
- 5 **講座申請方法及び補助経費等**
本訪問講座の実施を希望する団体等は、別紙「講座種別・申請方法及び補助経費等」をご確認の上、申請してください。
- 6 **事務局及び申込・問合せ先**
【事務局】 社会福祉法人長野県社会福祉協議会
まちづくりボランティアセンター / 福祉人材センター
【問合せ先】 TEL：026-226-1882 / Mail：vcenter@nsyakyo.or.jp

別紙

講座種別・申請方法及び補助経費等

企画内容に応じて、講座種別が異なります。

なお、協働講座の実施にあたっては、事前エントリーとなりますのでご注意ください。

講座種別	申請方法等（講座申請→実施までの流れ）	経費の補助等
<p>■講師等派遣講座</p> <p>希望に応じて、企画内容の検討及び講師を調整します</p>	<p>〈1〉事前申し込み → 様式1</p> <p>講座希望日の2か月前までにご提出ください</p> <p>〈2〉内容確認及び講師調整</p> <p>市町村の社会福祉協議会、福祉・介護事業所等と連携・相談し、講師派遣を調整します。</p> <p>〈3〉講師の派遣・報告書の提出 → 様式3</p> <p>講座が終了したら、報告書をご提出ください</p>	<p>講師派遣に係る謝金・旅費</p>
<p>■協働講座</p> <p>講師派遣以外による講座・イベント等の開催経費を補助することにより協働開催の講座を実施します</p>	<p>〈1〉事前エントリー → 様式2</p> <p>実施したい講座内容（計画でも可）を申請書にして、7/31（木）までにご提出ください</p> <p>※1団体あたり年間3回の協働講座を実施可能（事前エントリーで回数の計画も確認します）</p> <p>〈2〉協働講座の可否の決定</p> <p>提出された申請書を確認の上、協働講座としての採択の可否を連絡します</p> <p>〈3〉協働講座の企画検討及び実施</p> <p>必要に応じて、県社協と講座の企画検討を行い、協働講座を実施します</p> <p>【実施上の留意点】</p> <p>※チラシ等に必ず下記の記載をお願いします</p> <p>～長野県社協 福祉の訪問講座 協働講座～</p> <p>〈4〉報告書・請求書の提出 → 様式4</p> <p>講座実施後、報告書と請求書をご提出ください</p> <p>※複数回実施の場合は、1回ごとにご提出ください</p> <p>〈5〉経費の支払い</p> <p>内容を確認の上、県社協から経費を支払います</p>	<p>〈上限額〉</p> <p>5万円</p> <p>※1回あたり</p> <p>〈対象経費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師、出演者等の謝金、旅費 ・教材等のレンタル料 ・体験学習等に必要の消耗品 ・その他県社協が必要と認める経費 <p>※他の助成金や公的な補助を受けた事業の場合、対象外経費のみ対象</p>

※上記以外で県社協が必要と認める場合は、講師等派遣講座・協働講座を実施する場合があります